

令和 8 年度 償却資産申告の手引き

令和 8 年 1 月 1 日現在において白河市内に土地及び家屋以外の事業用資産を所有する方には、償却資産の申告が義務付けられています。

本手引きをお読みにになり、同封の申告書を期限までにご提出お願いします。

また、郵送にて申告する方で申告書控えの返送を希望される場合、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

申告期限は令和 8 年 1 月 3 0 日（金）です

白河市ホームページから、申告書様式をダウンロードできます

⇒ [白河市 償却資産](#) [検索](#)



申告書の提出・お問い合わせ先

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

白河市総務部 税務課 資産税係

TEL（代表）0248-22-1111（内線2114）

（直通）0248-28-5507

※表郷・大信・東の各庁舎地域振興課にも申告書を提出できます。



白河市

1 償却資産とは

土地、家屋以外の事業用資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものです。

2 償却資産の種類と具体例

種 類	主 な 償 却 資 産 の 例 示
1 構築物及び建物附属設備	門 塀 舗装道路 看板（広告塔） 打込井戸 緑化施設 配管設備 排水設備
2 機械及び装置	旋盤 プレス機 研磨機 溶接機 コンプレッサー ボイラー 印刷機 結束機 包装機 建設機械 ドライクリーニング機 冷凍機 ミシン 精米機 太陽光発電設備
3 船 舶	モーターボート 等
4 航 空 機	
5 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車 等 （自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く）
6 工具・器具 及 び 備 品	机 椅子 コピー ロッカー レジスター 冷暖房機 医療機器 理・美容機器 自動販売機 厨房用品 家具 陳列ケース 電気製品 じゅうたん カーテン

※業種別の償却資産（例）は10ページをご参照ください。

3 償却資産の申告について

（1）申告が必要な方

- ◎令和8年1月1日現在において、市内に事業用資産を所有している個人及び法人
- ◎令和8年1月1日現在において、市内の個人・法人に資産を貸付（所有権移転外リース）している個人及び法人

（2）申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げるものも申告の対象となります。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定として経理されている資産及び簿外資産
- ウ 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの
- エ 割賦買入資産で、割賦金の完済していない資産であってもすでに事業の用に供しているもの
- オ 遊休、未移動の資産
- カ 社宅用、宿舍用、寮用の償却資産で減価償却できるもの
- キ 取得価額10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているもの

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの

イ 無形固定資産

ウ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）

エ 取得価額20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ ファイナンスリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

4 申告方法

＜一般方式＞

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は市税務課で行います。

＜電算処理方式＞

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

◎令和7年中に資産の増減があった場合

申告書と、同封した種類別明細の「増加資産・全資産用」又は「減少資産用」に必要事項を記載し申告してください。

◎令和7年中に資産の増減がなかった場合

申告書の「18 備考」欄に「増加減少なし」と記載し申告してください。

◎該当資産がない場合

申告書の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記載し申告してください。

※電子申告や自社システムで申告する場合も、増減した資産を記載してください。

全資産のみ記載した場合、増加・減少資産の明細を提出するよう求めることがあります。

5 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により、固定資産税が軽減される償却資産があります（先端設備等導入計画に基づいて取得した設備など）。

特例の適用を受けるには資料の提出が必要ですので、事前にお問い合わせください。

6 申告の義務

令和8年1月1日（賦課期日）現在において償却資産を所有している場合には、申告が必要となります。正当な理由がなく申告を怠りますと、地方税法第386条及び白河市税条例第75条の規定により罰せられます（10万円以下の過料）。

7 償却資産の評価と課税について

申告いただいた資産1品ごとに評価額を算出します。課税標準の特例がある場合を除いて評価額＝課税標準額となります。

評価額の計算

○前年中に取得した資産

評価額＝取得価額×減価残存率表の（A）

○前年前に取得した資産

評価額＝前年度評価額×減価残存率表の（B）

※算出した評価額が取得価額の5％を下回る場合、取得価額の5％の額が評価額です。

税額の計算

課税標準額×税率1.4％＝税額

※所有する償却資産全ての課税標準額の合計が150万円（免税点）未満である場合は、課税されないため納税通知書を交付しません。

減 価 残 存 率 表

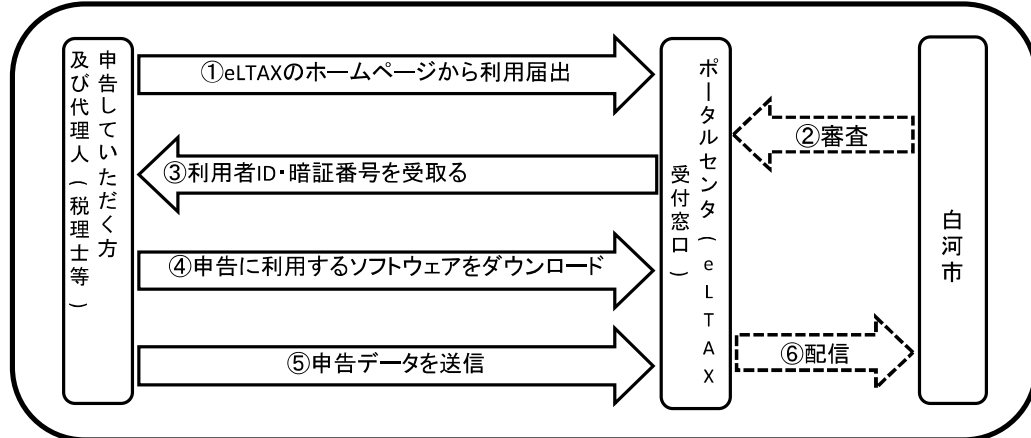
耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	(A) 前年中 取得のもの	(B) 前年前 取得のもの		(A) 前年中 取得のもの	(B) 前年前 取得のもの		(A) 前年中 取得のもの	(B) 前年前 取得のもの
2	0.658	0.316	19	0.943	0.886	36	0.969	0.938
3	0.732	0.464	20	0.945	0.891	37	0.970	0.940
4	0.781	0.562	21	0.948	0.896	38	0.970	0.941
5	0.815	0.631	22	0.950	0.901	39	0.971	0.943
6	0.840	0.681	23	0.952	0.905	40	0.972	0.944
7	0.860	0.720	24	0.954	0.908	41	0.972	0.945
8	0.875	0.750	25	0.956	0.912	42	0.973	0.947
9	0.887	0.774	26	0.957	0.915	43	0.974	0.948
10	0.897	0.794	27	0.959	0.918	44	0.974	0.949
11	0.905	0.811	28	0.960	0.921	45	0.975	0.950
12	0.912	0.825	29	0.962	0.924	46	0.975	0.951
13	0.919	0.838	30	0.963	0.926	47	0.976	0.952
14	0.924	0.848	31	0.964	0.928	48	0.976	0.953
15	0.929	0.858	32	0.965	0.931	49	0.977	0.954
16	0.933	0.866	33	0.966	0.933	50	0.977	0.955
17	0.936	0.873	34	0.967	0.934	51	0.978	0.956
18	0.940	0.880	35	0.968	0.936	52	0.978	0.957

8 e L T A X（エルタックス）のご利用について

e L T A Xとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

白河市はeLTAXによる償却資産申告を受け付けております。インターネット環境が整っていれば、自宅やオフィスから申告が可能になりますので、ぜひご活用ください。

<電子申告の流れ>



< e L T A Xに関するお問い合わせ >

地方税共同機構(地方団体が共同して運営する、地方税の事務に関する様々な支援を目的とした組織)

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAXヘルプデスク 0570-081459

03-5521-0019

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始12/29～1/3は除く)